

平成13年11月16日
総務省

震災時に通信が輻輳した場合に備えた多様な通信手段の確保について

震災時においては、被災地域への安否の問い合わせや、見舞い電話が集中し、特定の交換設備に対し通信が集中することにより、電話が繋がりに難くなることがあることから、通信事業者においては以下の措置を講じている。

1 輻輳を想定した設備の設置等

(1) 平常時の接続品質

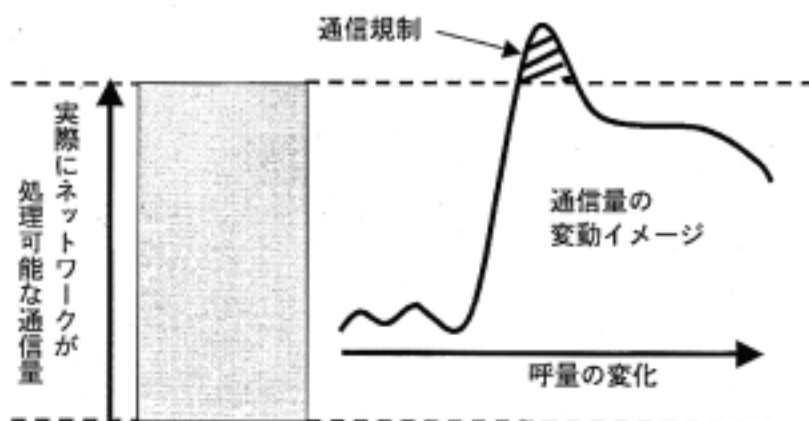
電話用設備については、技術基準に基づき、一定の通信の集中を想定して処理能力を確保している。(技術基準を満足する通信処理能力：最も通信量の多い時間帯の年間上位30日のピークの1時間通信量の平均量を処理(呼損率0.15以下))

(2) 輻輳対策機能の具備

震災等において通常想定し得ない通信が交換設備へ集中することにより、疎通能力が低下し、さらには重要な通信や他の交換設備にも影響が波及することを防ぐため、交換設備に①通信の集中を検出する機能、②通信の集中を自動的に制御する機能(通信規制)等をあらかじめ具備している。

(3) 災害時の電話自粛の要請

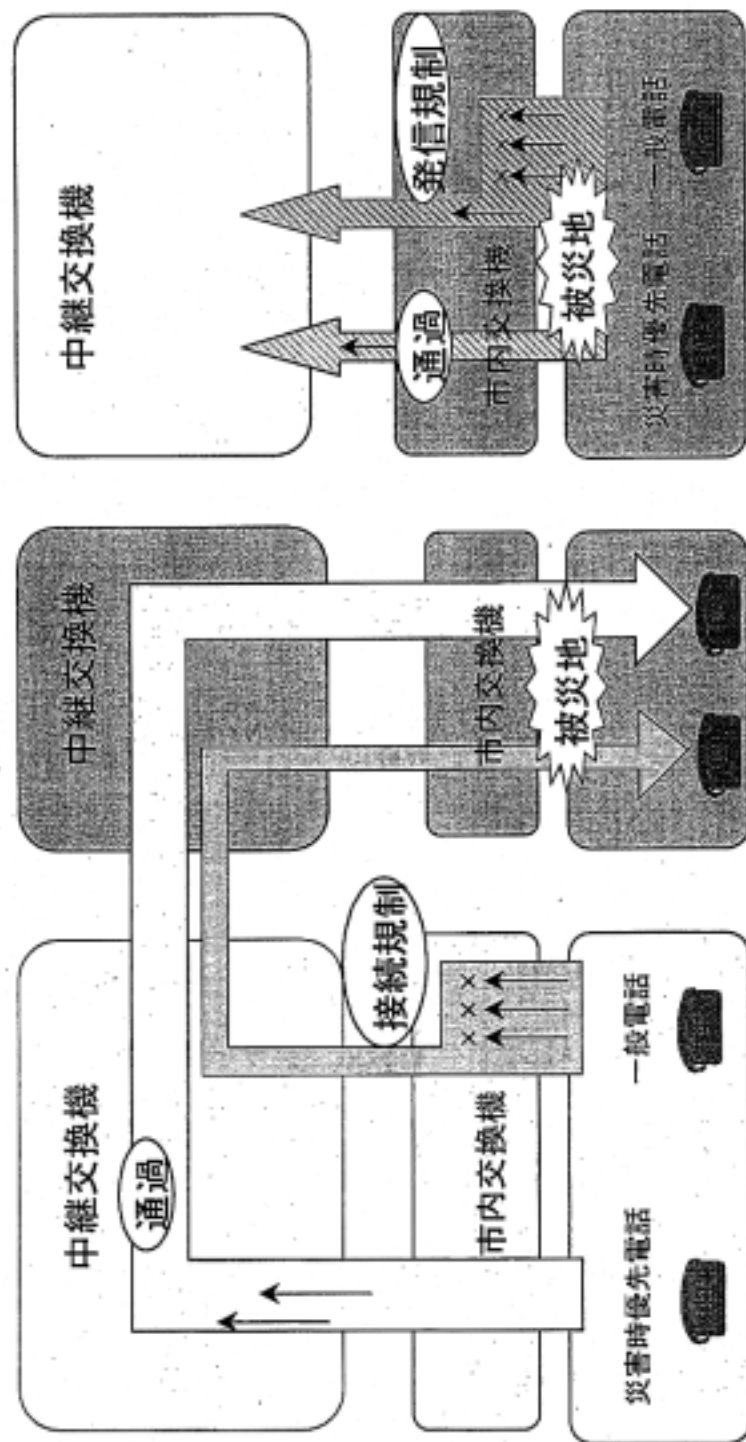
各通信事業者においては、パンフレット等による広報活動等により、輻輳時に不急の電話の自粛等について利用者への呼びかけを行なっている。



2 災害時における通信手段の確保

- (1) 通信規制により通信を制限し、防災関係機関等の重要通信を優先的に取扱う措置を実施(別紙1参照)
- (2) 災害時の安否連絡や問合せなどの情報伝達を身近な電話機、公衆電話により伝言を伝達できる「災害用伝言ダイヤル」の運用(別紙2参照)
- (3) 特定の回線区間での輻輳に対し、迂回ルートの設定や輻輳が長期化する場合には臨時回線を設置
- (4) その他、防災関係機関においては、自営の通信網を設置。また通信事業者においては、特設・臨時公衆電話の設置、自治体への携帯電話の貸出しを実施

災害時優先電話とネットワーク規制



災害時優先電話：電気通信事業法の指定機関および公衆電話ネットワーク規制：災害時優先電話は、接続規制、発信規制を受けない。

災害用伝言ダイヤルのしくみ

災害伝言ダイヤル：被災地内の電話番号をキーとした、安否情報等のボイスメールサービス

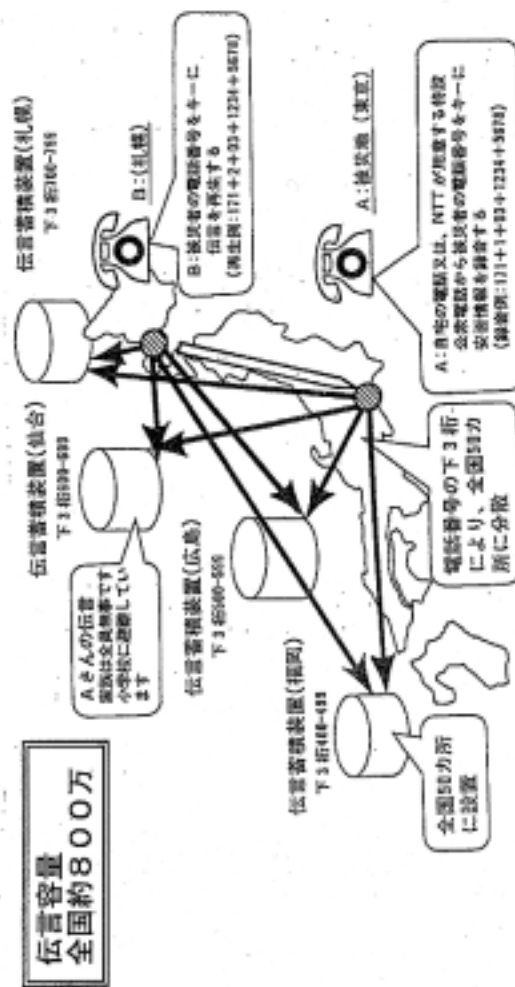


ex. 1234—5678あての伝言

末尾3桁(678)により
伝言蓄積装置を指定

ex. 末尾 500～599の場合 → 広島の伝言蓄積装置に伝言を蓄積

末尾 600～699の場合 → 仙台の伝言蓄積装置に伝言を蓄積



※ 被災地の人が伝言を登録し、札幌の人が発生する例。
下3桁の数字は仮分画

災害用伝言ダイヤルのしくみ